

地方分権改革の推進に向けた提言

地域のことは地域住民が決める地域主権の確立に向けて、政府において、「地域主権戦略大綱」が閣議決定されたことは、地域主権を推進していく姿勢が明確に示されたものとして評価をしている。

しかしながら、大綱に示された内容の実現に向けては、今後、具体的な目標・工程表等の制度設計が必要であり、「国と地方の協議の場」等を通じて地方と十分協議の上、地方の意見が反映されるよう進められるべきである。

そこで、地方分権改革の当事者である我々は、真の地方分権改革の実現に向け、政府に対し、次の事項に取り組むよう提言する。

1 事務・権限の移譲と地方の自主性の強化等

(1) 事務・権限の移譲

国と地方の役割分担については、「補完性の原則」に基づき徹底的に見直し、地方にとって行政サービスの実質的な決定権の拡大につながるよう、地域主権戦略大綱で示された内容にとどまらず、更なる地方への事務・権限及び財源の移譲を進めること。

なお、国の出先機関については、原則廃止とし、改革に係る「アクション・プラン（仮称）」の策定に当たっては、事務・権限の必要性を精査した上で、真に国が担うべき事務・権限以外は原則として地方に移譲することとし、その際には、財源を確実に措置するとともに、人員の移管について地方と十分に協議すること。

また、県から市町村への権限移譲については、法令改正から施行までに十分な準備期間を設けること。特に、市町村で必要となる財源については、不交付団体も含めた確実な財源措置を講じること。

(2) 義務付け・枠付け等の見直し

① 地方自治体の自立性を高め、住民ニーズに対応し地域の実情に即した行政サービスを展開できるよう、国による義務付け・枠付けは、早期に、廃止に向けた見直しを行うこと。

また、これまでの見直しでは、例えば、福祉施設に配置する職員の数、居室の面積など「従うべき基準」が設定されたものが相当数存在しているが、廃止又は「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう、速やかに見直しを行うこと。

さらに、地方自治体の自主性を損なうような、新たな義務付け・枠付けは一切行わ

ないこと。

- ② 条例制定権を拡大するため、条例による法令の「上書き権」が認められるよう、関係法令を整備すること。

2 地方税財政制度改革

(1) 分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

- ① 国と地方の役割分担に応じた税源配分の実現を目指し、まずは早急に国と地方の税源配分を5：5とすること。

その際には、自治体によって不利益が生じることのないよう、地方消費税の充実など複数の基幹税からの税源移譲を行い、安定的な地方税体系を構築すること。

- ② 「三位一体の改革」で大幅に削減された地方交付税総額を復元・増額し、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することにより、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すること。

また、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げ等によって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

- ③ 暫定措置である地方法人特別税は速やかに地方税として復元すること。
- ④ 大都市圏の財政需要を的確に反映した地方税財政制度を確立すること。
- ⑤ 国の施策として、法人実効税率の引下げを行う場合であっても、地方の重要な財源である地方法人課税の縮減は行わないこと。

国の法人税率を引下げの場合には、租税特別措置の抜本的な見直しなどにより課税ベースの拡大を併せて行うべきである。それによっても、法人住民税や地方交付税の総額が減少する場合には、地方税の減収については税制措置により、地方交付税の減収については法定率の引上げを確実にし、地方税財源を確保すること。

(2) 国庫補助負担金改革等

- ① 地方が担うべき分野の国庫補助負担金を全額廃止し、所要額を税源移譲すること。
また、ひも付き補助金の一括交付金化については、あくまでも税源移譲までの経過措置とし、速やかに税源移譲までの工程を明確にすること。さらに、平成24年夏を目途に作成される「地域主権推進大綱（仮称）」に明記すること。加えて、一括交付金の制度設計に当たっては、地方の意見を踏まえ、各団体が実施すべき事業を推進するための所要額全額を確保し、一括交付金による財政力格差の是正は行わないこと。
- ② 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、速やかに国直轄事業負担金を廃止すること。また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するに当たって、税源移譲により必要経費全額を財源措置すること。

3 地域ガバナンスの充実

(1) 地方議会の制度改革

地方分権時代の議会に期待される役割と責任を十分果たしていけるよう、地方議会の自主性、自律性の確保と権限強化を図り、二元代表制の機能をより高めていくためにも、議会活動を制約している関係法令の諸規定の緩和を進めるとともに、「公選職」としての特性を踏まえた議員の位置付けの明確化など地方議会の意向を踏まえた抜本的な制度改革を行うこと。

また、議会招集権については、地方の実情を踏まえ早急に検討を進めること。

(2) 「国と地方の協議の場」の実効性確保

「国と地方の協議の場」の法制化については、早期に実現すること。

また、協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと検討期間を十分に確保するなど実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

4 真の分権型社会の実現

(1) 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっている。

そこで、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を踏まえた新制度の構築に向け、早急に地方自治法を抜本改正すること。

(2) 地方の意見を踏まえた道州制等の検討

地域主権型社会の実現に向け、更なる抜本的な改革として、地方の意見を十分に踏まえながら道州制のあり方について検討を進めると同時に、大都市制度等の基礎自治体のあり方についても検討を進めること。

平成22年11月 2 日

内閣総理大臣 菅 直人

内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 片山 善博

} 様

神奈川県地方分権改革推進会議

神奈川県知事	松 沢 成 文
神奈川県議会議長	田 島 信 二
神奈川県市長会会長	服 部 信 明
神奈川県市議会議長会会長	今 村 洋 一
神奈川県町村会会長	間 宮 恒 行
神奈川県町村議会議長会会長	岡ノ谷 佳 子
横浜市長	林 文 子
横浜市会議長	大久保 純 男
川崎市市長	阿 部 孝 夫
川崎市議会議長	潮 田 智 信
相模原市長	加 山 俊 夫
相模原市議会議長	岸 浪 孝 志